

阿蘇市精神障がい者家族会『きぼうの会』よりご案内

精神障がい者及びご家族の方々へ

精神障がい者の家族会である『きぼうの会』は、日常から長期的な支えや悩み、将来への不安等の問題、また、病気症状、医療、生活、安定自立、福祉を総合的に学習しています。精神障がい者は薬と家族の支えだけでの安定自立は大変困難であり、家族が学習に基づいた理解と支えを行うことが、安定快方の基本で最も大切です。

今、家族や1人で悩んでいる方々、皆さんと同じように悩み苦しんだ家族講師が話し、アドバイスする学習会です。ぜひご参加ください。

日時：11月27日（金）
13:30～15:30

場所：阿蘇市役所 議会棟 会議室

内容：家族学習会。相談にも応じます（秘密厳守）

※参加無料

※病気治療のわかりやすい最新本プレゼント

問い合わせ先：

家族会事務局（阿蘇きぼうの家）

☎ 32-5922

『きぼうの会』会長 岡田留里子

☎ 090-9590-8445

専門医が 「もの忘れ」の相談に応じます

阿蘇市では、熊本県の委託事業として、認知症対応強化型地域包括支援センター業務を開始しました。

もの忘れが気になっているご本人や、そのご家族への支援として、阿蘇やまなみ病院と連携し、月1回《もの忘れ相談》を行うこととしました。

症状があれば早期に対応することが大切です。ぜひ、相談にお越しください。

日時：11月17日（火）15時～17時

場所：阿蘇市役所

料金：無料

申し込み先：高齢者支援課 ☎ 22-3145

※完全予約制としていますので、必ず電話等にて事前連絡をお願いします。

事業開始を前に専門医への委嘱状交付式が10月20日にあり、阿蘇やまなみ病院の高森薫生病院院長に市から委嘱状が交付されました(写真)。



不妊治療に助成されます ～熊本県特定不妊治療費の助成について～

- 対象治療法：体外受精及び顕微授精
- 給付内容：1回の治療につき15万円まで（平成21年4月1日～5月28日までの間に助成申請を行い、10万円の助成を受けた者については5万円まで）とし、1年度当たり2回を限度に通年5年
- 助成対象者：体外受精及び顕微授精以外の治療法では妊娠の可能性がないと医師に診断された県内（熊本市を除く）に住む戸籍上の夫婦。
 - ・本年度(平成21年度)は、治療終了日が平成21年4月1日～平成22年3月31日の方が対象です。平成22年3月末（3月に終了した方は4月末日まで）までに必ず申請してください。
- 所得制限あり（夫婦合算した所得額が730万円未満）
- 指定医療機関：詳しくは阿蘇保健所（☎32-0535）にお問い合わせください。
- 申請に必要な書類：詳しくは阿蘇保健所にお問い合わせください。
- 不妊に関する相談

熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）熊本市長嶺南2丁目3-3

相談の種類	相談日、時間	対応者
電話相談 ☎096-381-4340	平日(月～金) 9:00～16:00	相談員（保健師等）
来所（面接）相談（要予約）	第4金曜日 14:00～16:00	産婦人科医師